

No.	該当資料名	頁	質問事項	回 答	回答日
1	様式第2号	1	協力企業とありますが、親会社が共有のグループ企業の場合で、社員の出向扱いの場合は、記載及び押印は必要でしょうか？	<p>業務に従事する社員が受託者の社員として当該業務に従事する場合は、協力企業の記載は不要ですが、業務に従事する体制については、十分にご検討ください。</p> <p>また、業務に従事する社員がグループ企業社員として当該業務に従事する場合は、協力企業として記載するとともに、業務実施体制（様式第5号）において、その役割を明記してください。</p> <p>なお、受託者は、交通事故及び公金の取扱いに関する事故発生による全ての責めを負うことを申し添えます。</p>	令和5年7月25日
2	様式第5号	1	運賃徴収業務の中で、車両内の運賃徴収箱及び運賃保管金庫の設置費用等の費用負担は委託者側でしょうか、受託者側でしょうか？	<p>町が、車両内に運賃徴収箱を設置します。徴収した運賃の保管に係る金庫等購入費用の負担は、受託者で行ってください。</p>	令和5年7月25日